

日本学生支援機構

貸与奨学金

採用時説明資料

1. 奨学生証

2. 貸与奨学生のしおり(ダイジェスト版)

3. 返還誓約書 (兼個人情報情報の取扱いに関する同意書)

● 保証依頼書・保証料支払依頼書

【機関保証制度選択者のみ】

※ 「貸与奨学生のしおり(全体版)」は日本学生支援機構のホームページに掲載しています。必ず確認するようにしてください。



<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/siori/index.html>

- 貸与奨学生としての心構え
- 知ってほしいこと
- 返還誓約書の作成方法



貸与奨学生のしおり
(全体版) 5ページ

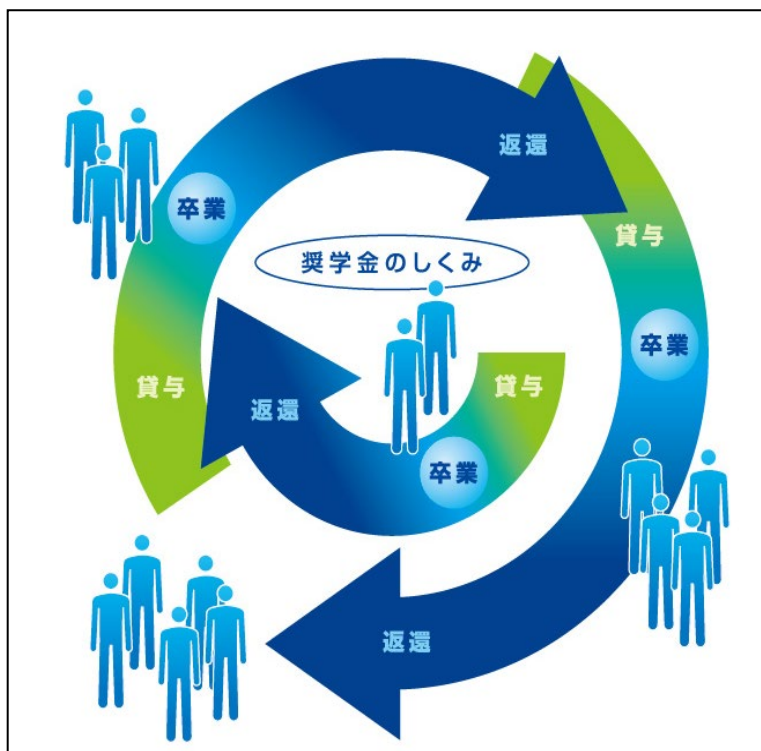
- (1) 奨学金制度について、十分に理解してください。**
- (2) 貸与中の手続きは、学校の指示を守り期間内に行ってください。**
- (3) 奨学生としての自覚と責任を持って、勉学に励んでください。**

知ってほしいこと

1. 奨学金制度



貸与奨学生のしおり
(全体版) 5~6ページ



- 日本学生支援機構の貸与奨学金は、**借りるもの**です。
- 奨学金を借りるのも、返すのも皆さん自身です。
- **借り過ぎに注意**してください。

適格認定説明会（毎年12月～2月頃）

返還説明会（卒業年度の10月～12月頃）

※実施方法や日時の連絡に注意してください。

3. 連絡が必要なとき



貸与奨学生のしおり
(全体版) 第二部 4章、5章

以下の事由が発生した場合、必ず学校に連絡してください。

※手続きを行う場合は、提出期限があります。

<input type="checkbox"/> 改姓・改名	<input type="checkbox"/> 振込口座の変更
<input type="checkbox"/> 退学	<input type="checkbox"/> 貸与月額の変更（増額・減額）
<input type="checkbox"/> 休学・復学	<input type="checkbox"/> 利率の算定方法の変更（第二種のみ） <small>※貸与期間が終了する年度の一定期間までは変更可能</small>
<input type="checkbox"/> 留学	<input type="checkbox"/> 返還方式の変更（第一種のみ）
<input type="checkbox"/> 転学・編入学	<input type="checkbox"/> 連帯保証人・保証人の変更 (住所変更等含む)
<input type="checkbox"/> 学部・学科・コース変更	<input type="checkbox"/> 機関保証制度への変更（機関保証制度から 人的保証制度への変更はできません。）

4. 第二種奨学金の利率に関する注意点

第二種奨学金（※）は、適用利率に応じた利子も含めて返還が必要です。

※ 入学時特別増額貸与奨学金を含みます。在学中は利子はかかりません（無利子）。

- 利率は、**貸与終了月に決定**します。貸与開始月の利率ではない点に注意してください（貸与終了するまで利率はわかりません）。

（例）令和8年度入学の大学学部生の場合

1年次から基本月額を4年間借りた場合に適用される利率は、貸与終了月（卒業時と同じ令和12年3月）に決定します。

- 実際に適用される利率及び割賦金額は、貸与終了後に機構から「**第二種奨学金の返還条件等通知及び口座振替（リレー口座）加入通知**」でお知らせします。
- 第二種奨学金の利率の算定方法として、「**利率固定方式**」と「**利率見直し方式**」のいずれか一方を**第二種奨学金を申し込む際に選択**しますが、利率の算定方法は、貸与期間が終了する年度の一定時期まで変更することができます。

（例）月額10万円を4年間(480万円)借りて返還する場合の適用利率別の返還月額（利率固定方式、返還回数240回）

適用利率	返還月額	返還総額	（内、利子分）
1.0%	22,172円	5,321,420円	521,420円
2.0%	24,478円	5,874,754円	1,074,754円
3.0%	26,914円	6,459,510円	1,659,510円

利率が高ければ高いほど、利子の額も高くなります。



日本学生支援機構ホームページ

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/riritsu_santei.html

5. 奨学金の返還の流れ



貸与奨学生のしおり
(全体版) 第三部 返還

奨学金の返還は、金融機関の口座からの振替（引落し）により行います。

「スカラネット・パーソナル」から、振替用口座
(リレー口座) の加入手続きを実施



貸与終了の翌月から数えて7か月目の27日から
返還開始

※2027年3月卒業の場合、
2026年10月以降にリレー口座の加入手続き、
2027年10月より返還開始

6. 返還が困難となったときの救済制度

奨学金の返還が困難な場合、救済制度があります。



貸与奨学生のしおり
(全体版) 第三部 返還

(1) 在学猶予：在学している期間、返還する期限を先延ばしにする制度

(2) 減額返還：月々に返還する金額を $2/3$ 、 $1/2$ 、 $1/3$ 又は $1/4$ に減額し、
減額返還適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還する制度

(3) 返還期限猶予：返還が困難になったときに、返還する期限を先延ばしにする制度

(1) 在学猶予は、在籍する学校に相談

(2) 減額返還や (3) 返還期限猶予は、日本学生支援機構に相談

※ (1) (2) (3) とともにスカラネット・パーソナルから申請できます

7. 延滞したとき



貸与奨学生のしおり
(全体版) 第三部 返還

- 延滞金の賦課
- 保証機関からの督促（機関保証）
- 連帯保証人・保証人への督促（人的保証）
- 個人信用情報機関への登録
- 裁判所への法的手続き

など

延滞する前に、必ず、日本学生支援機構に相談してください。



貸与奨学生のしおり
(全体版) 97~98ページ

奨学金情報を確認したり、各種届出などの手続きができます。
「奨学金継続願」の提出もスカラPSを通じて行います。

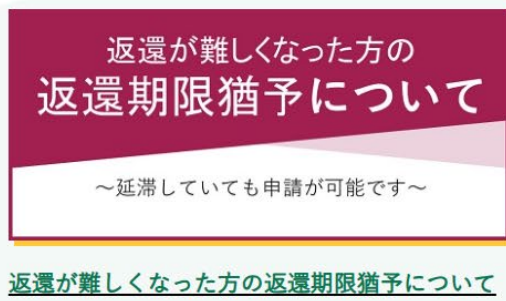


スカラネット・パーソナルへようこそ

- 住所変更・改姓・勤務先変更
- 繰上返還/在学猶予
- 返還情報照会(残額・残回数)

ご自身で手続きできます!

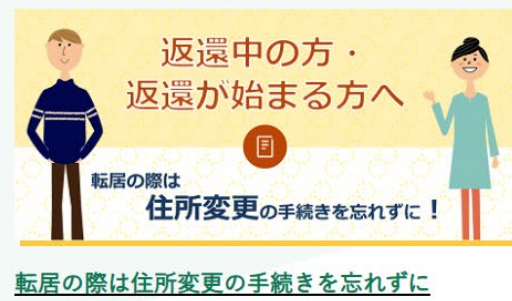
スカラネット・パーソナルへようこそ



返還が難しくなった方の
返還期限猶予について

~滞りしていても申請が可能です~

返還が難しくなった方の返還期限猶予について



返還中の方・
返還が始まる方へ

転居の際は
住所変更の手続きを忘れずに!

転居の際は住所変更の手続きを忘れずに



独立行政法人
日本学生支援機構
Japan Student Services Organization

スカラネット・パーソナル

スカラネット・パーソナルへようこそ (スカラネットPS)

スカラネット・パーソナルの登録について

- ご利用には各個人でアカウントの新規登録が必要です。奨学金の申込み時や進学届提出時のスカラネットとは異なります。
- 現在、奨学金を貸与・給付・返還中の方はいつでもスカラネット・パーソナルに登録できます。

スカラネット・パーソナルを活用すると

- 転居・改姓・勤務先変更等の届出ができます。
- 繰上返還の申込みができます。
- 在学猶予願・在学猶予期間短縮願の提出ができます。
- 各種証明書の発行依頼ができます。
- あなたの奨学金情報の閲覧・確認ができます。
- 奨学金滞返連絡・奨学金返還期限猶予願の作成・印刷ができます。
- 体験デモサイトについて
- スカラPSに関するご質問

平成31年4月より新たに追加された機能

- 繰上返還月額申請(所得連動返還方式選択者)ができます。

ログイン・新規登録

スカラネットPSの登録手順・利用条件の詳細は、下の「登録手順・利用条件」ボタンを押してください。
(ユーザーID・パスワードを忘れた方も下の「ログイン・新規登録」ボタンを押してください。)

スカラネットPSの利用規約は、下の「利用規約」ボタンを押してください。

利用規約の同意画面が正しく表示されない場合には、ブラウザの更新ボタンを使用して最新の画面を表示するか、またはインターネット一時ファイルの削除を実行してください。
(インターネット一時ファイルの削除手順についてはコチラ)。

スカラPS

<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>

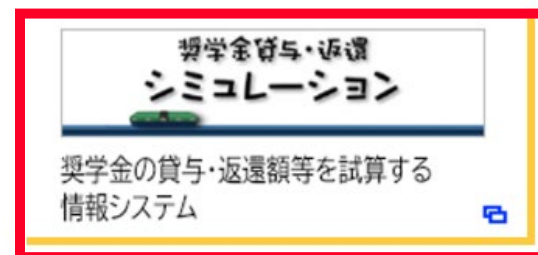


ログイン・
新規登録ボタン



貸与奨学生のしおり
(ダイジェスト版) 2ページ (全体版) 99ページ

貸与月額等の条件を設定することで、返還総額や返還回数、毎月の返還額などについて試算を行うことができるシステムです。



登録の手続きは
必要ありません



奨学金貸与・返還シミュレーション

<https://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/>



貸与奨学生のしおり
(全体版) 24～52ページ

あなたと日本学生支援機構との間の
奨学金の貸し借りを確認する契約書です。

「返還誓約書」に不備がある場合、
奨学金の振込みは、止まります！

「返還誓約書」を提出しない場合、
奨学金を借りることはできません。
採用を取り消します。

返還誓約書の作成方法

返還誓約書の作成方法

※授業料後払い制度（大学院修士段階）を利用する方は線色や項目が異なります。

※第二種奨学金においては、全て貸与額に於いた返還回数で算出された割賦金で返還する方式による返還となります。

返 還 誓 約 書

(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)

【第二種人的保証】

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構奨学金を下記のとおり借用了。つきましては、独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学金その他の諸規程によって確認した事項を遵守し、「奨学生のしおり」記載の取扱いにしたがって返還することを誓約します。独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。また、裏面の「個人信用情報同意事項」を承認し、同意します。なお、私が借用了奨学金は、第二種奨学金（利息付）であり、人的保証を選択しました。家計支持者として個人番号を提出している連帯借主と裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。

令和 XX 年 4 月 1 日

借付金額

¥ 2 4 0 0 0 0 0

奨学生番号 8XX-XX-XXXXXX CD 7 001 [採用種別] 予約
在学校 日本学生支援大学
住所 〒 135 - 8630
東京都江東区青海 2-2-1

奨学生本人 電話番号 03-XXXX-1111 携帯電話番号 090-XXXX-6666
氏名 (奨学 太郎) フリガナ ショウガ タロウ
署名

平成 XX 年 11 月 11 日生 性別 男

貸与期間	貸与月数	貸与月額	貸与額計
20XX 年 4 月 ~ 20XX 年 3 月	48 月	50000 円	2400000 円
年 月 ~ 年 月	月 月	円	円
年 月 ~ 年 月	月 月	円	円

返還期日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
月賦(毎月27日)	180 回	16769 円	16769 円	16917 円
返還月賦返還選択時の総支払額(利子込み)				3018568 円
併用返還月賦分 毎月27日	180 回	8384 円	8384 円	8516 円
併用返還半年賦分 毎年1・7月の27日	30 回	50355 円	50355 円	50361 円
併用返還選択時の総支払額(利子込み)				3019908 円

選択された利率の算定方法：利率見直し方式（おおむね5年ごとに見直されます。）
注：利率が未確定のため、返還の条件（目安）は、上限利率の年3.0%（増額貸与部分は、年3.2%）で仮計算しています。確定した年利率で計算した内容については、貸与終了時に送付される通知でご確認ください。

【参考】令和7年11月貸与終了者に実際に適用された利率（年1.300%、増額貸与部分は年1.500%）で計算した場合の返還例（※この利率があなたに適用されるわけではありません）

返還期日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
月賦 毎月27日	180 回	14767 円	14767 円	14821 円
返還月賦返還選択時の総支払額(利子込み)				2658114 円
併用返還月賦分 毎月27日	180 回	7383 円	7383 円	7453 円
併用返還半年賦分 毎年1・7月の27日	30 回	44324 円	44324 円	44324 円
併用返還選択時の総支払額(利子込み)				2658730 円

1)月賦・半年賦併用返還は選択できません。割賦金額等は予定であり、確定した金額は、貸与終了後に通知するものとします。返還回数と割賦金額の計算方法は、「奨学生のしおり」に記載しております。

※貸与奨学金の支援対象者が第一種奨学金の貸与を受ける際の借付金額については、裏面【返還誓約書記載事項について】の3を参照してください。

※人的保証とは連帯借主及び保証人による保証を受ける制度。機関保証とは保証機関による保証を受ける制度をいいます。

※機構は、奨学金の貸与を受けている者が奨学生としての身分を失った際には、「借付金額」として貸与した奨学金の貸与する義務を負わないものとします。

※ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。

この利用目的の適正な範囲において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

4

※本人が未成年者（18歳未満）の場合には、親権者が返還誓約書の記載内容及び機構の諸規程を確認し、同意のうえ、所定の欄にそれぞれ署名してください。親権者とは、民法に定められた親権者のことです。親権者がいない場合には、未成年後見人が同様に署名してください。

連帯保証人 住所 〒 162 - 8431
東京都新宿区市谷本村町 1 0 - 7
電話番号 03-XXXX-0000 携帯電話番号 090-XXXX-9999
氏名 (奨学 一郎) フリガナ ショウガ イチロウ
署名
続柄 父 昭和 XX 年 1 月 1 日生
勤務先 電話番号 03-XXXX-2222
(株) 奨学機構
保証人 住所 〒 153 - 8503
東京都目黒区駒場 4 - 5 - 2 9
電話番号 03-XXXX-9999 携帯電話番号 090-XXXX-1234
氏名 (奨学 五郎) フリガナ ショウガ コロウ
署名
続柄 おじ 昭和 XX 年 4 月 25 日生
勤務先 電話番号 03-XXXX-5678
(有) 奨学商店
住所 〒 -
電話番号 ***** 携帯電話番号 *****
氏名 ***** フリガナ *****
署名 *****
続柄 ***** ** 年 ** 月 ** 日生
住所 〒 -
電話番号 ***** 携帯電話番号 *****
氏名 ***** フリガナ *****
署名 *****
続柄 ***** ** 年 ** 月 ** 日生

- ・連帯保証人の「印鑑登録証明書」（市区町村発行、コピー不可）
- ・連帯保証人の「収入に関する証明書類」（コピー可）（例：源泉徴収票、市区町村発行の所得証明書等）
- ・保証人の「印鑑登録証明書」（市区町村発行、コピー不可）
- ・保証人の「返還保証書」（コピー不可）及び「資産等に関する証明書類」（コピー可）

学校番号	104900
区 分	00
学部学科	2006
学籍 No	123456

※「借付金額」は、本人の選択した月額で貸与終了（予定）月まで借付した場合の金額が表示されています。「借付金額」は貸与中の本人からの額出等により、増減する場合があります。

20XX/04/XX
000001(20XX/04)

返還誓約書の作成方法

※授業料後払い制度（大学院修士段階）を利用する方は線色や項目が異なります。

返還の条件 (目安)	返 還 期 日		返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金	
	✓ 1	月賦返還	毎月27日	180 回	16769 円	16769 円	16917 円
月賦返還選択時の総支払い額(利子込み)					3018568 円		
✓ 2	併用返還	月 賦 分	毎月27日	180 回	8384 円	8384 円	8516 円
		半年賦分	毎年1・7月の27日	30 回	50355 円	50355 円	50361 円
	併用返還選択時の総支払い額(利子込み)					3019908 円	

選択された利率の算定方法：利率見直し方式（おおむね5年ごとに見直されます。）
注：利率が未確定なため、返還の条件（目安）は、上限利率の年3.0%（増額貸与部分は、年3.2%）で仮計算しています。確定した年利率で計算した内容については、貸与終了時に送付される通知でご確認ください。

[参考] 令和7年11月貸与終了者に実際に適用された利率（年1.300%、増額貸与部分は年1.500%）で計算した場合の返還例（※この利率があなたに適用されるわけではありません）

	返 還 期 日		返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
月賦返還	月 賦	毎月27日	180 回	14767 円	14767 円	14821 円
	月賦返還選択時の総支払い額(利子込み)					2658114 円
併用返還	月 賦 分	毎月27日	180 回	7383 円	7383 円	7453 円
		半年賦分	毎年1・7月の27日	30 回	44324 円	44324 円
	併用返還選択時の総支払い額(利子込み)					2658730 円

第二種奨学金（有利子）の返還誓約書に印字されている利率は例です。

利子の額は、適応される利率によって異なります。

実際に適応される利率は貸与終了月に決まるため、それに応じて利子の額も異なり、利率が高ければ高いほど、利子の額も高くなります。

詳しい内容は、日本学生支援機構ホームページを確認してください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/riritsu_santei.html

1. 返還誓約書の種類

貸与種別と保証制度の組み合わせにより5種類あります。

なお、授業料後払い制度（大学院修士段階）を利用する方は、機関保証に限ります。

ダイジェスト版や奨学生のしおりは機構ホームページに掲載していますので、記入方法を確認してください。

返還誓約書の種類	貸与奨学生のしおり (ダイジェスト版)	貸与奨学生のしおり
第一種奨学金 機関保証	4～5ページ	38～39ページ
第二種奨学金 機関保証	—	40～41ページ
授業料後払い制度 機関保証	—	42～43ページ
第一種奨学金 人的保証	—	44～45ページ
第二種奨学金 人的保証	6～7ページ	46～47ページ

2. 保証制度の種類

①機関保証

一定の保証料を支払うことで、保証機関から保証を受けます。

保証料は、毎月の奨学金から差し引かれます。

保証料を支払っても、あなた自身が奨学金返還の義務（保証料含む）を負います。

人的保証への変更はできません。

②人的保証

連帯保証人と保証人の両方を選任して保証を受けます。

事情が変わるなどして、連帯保証人や保証人を選任することができなくなったときは、すぐに学校に相談してください。



用語説明

- 「連帯保証人」とは、奨学金の返還について本人と同等の責任を負います。
- 「保証人」とは、あなたや連帯保証人が返還できなくなったとき、あなたに代わって返還する人です。

※保証人には、連帯保証人には認められていない「分別の利益」（保証人の返還すべき金額が、本人が返還すべき返還未済額の2分の1となること。）のほか、「検索の抗弁権」や「催告の抗弁権」が認められています。

① 連帯保証人の選任条件（人的保証選択者）

原則として**父母**のどちらか

奨学生が未成年者の場合は親権者（または未成年後見人）

- 未成年・学生等の保証能力がない人は認められません。
- あなたの配偶者（婚約者を含む）は認められません。
- 債務整理中（破産等）の人は認められません。
- 貸与終了時に、あなたが満45歳を超える場合は、連帯保証人はその時点で60歳未満でなければいけません。

② 保証人の選任条件（人的保証選択者）

原則として本人および連帯保証人と**別生計**で

父母を除いた**65歳未満**の**4親等以内**である成年親族

- 未成年・学生等の保証能力がない人は認められません。
- あなたの配偶者（婚約者を含む）及び連帯保証人の配偶者（婚約者を含む）は認められません。
- 債務整理中（破産等）の人は認められません。
- 奨学金申込時（予約採用の場合は進学届提出時）に保証人は65歳未満でなければいけません。
- 貸与終了時に、あなたが満45歳を超える場合は、保証人はその時点で60歳未満でなければいけません。

③ 連帯保証人・保証人の選任における注意点（人的保証選択者）

- 4親等以内の親族でない成人を連帯保証人または保証人に選任する場合
- 保証人に65歳以上の人を選任する場合

その方がⅠ～Ⅲのいずれかの条件をみたし、
「返還保証書」と「資産等に関する証明書類」を提出することが必要です。

Ⅰ 年間収入・所得で判定

- ・ 給与所得者 年間収入 **320** 万円以上 【証明書類：源泉徴収票、年金振込通知書 等】
- ・ 給与所得者以外 年間所得 **220** 万円以上 【証明書類：確定申告書控※、所得証明書】

※「確定申告書の控え」を提出する場合は、e-Tax（電子申請）による受付結果画面、即時通知等、
税務署で受付済であることが確認できるものを添付。

Ⅱ 資産（預貯金・不動産評価額 等）で判定

合計額が**借用金額**（返還誓約書に印字）以上（※保証人は借用金額の2分の1以上）
【証明書類：預貯金残高証明書等、固定資産評価証明書】

※固定資産評価証明書に、登記事項証明書（全部事項証明書）を併せて提出が必要。

ただし、固定資産評価証明書に所有者と持分割合（共有名義の場合）が明記されている場合は、
提出不要。証明書の詳細は、返還保証書を参照。

Ⅲ 上記ⅠとⅡの組み合わせで判定

I + (II ÷ 16) で算出される金額が (給与所得者の場合) **320** 万円以上
(給与所得者以外の場合) **220** 万円以上

※年金は給与として扱います

※給与所得以外の場合で給与所得もあるときの判定基準は年間所得220万円です

3. 返還誓約書に添付する書類

- 第一種奨学金および第二種奨学金の両方を貸与（併用貸与）されている人は、それぞれの返還誓約書に書類の添付が必要です。

※連帯保証人・保証人の印鑑登録証明書（人的保証の場合）は原本を2部取得してください。

- 第一種奨学金と併せて入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けた人も、それぞれの返還誓約書に書類の添付が必要です。

※連帯保証人・保証人の印鑑登録証明書（人的保証の場合）は原本を2部取得してください。

① 機関保証制度を選択した人

機関保証制度を選択した人が、返還誓約書に添付する書類（1点）

必 要 書 類

保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書【機構・協会用】
※未成年者は併せて親権者（後見人）同意書【機構・協会用】

保証依頼書の記入の仕方については、以下の資料を参照してください。

	貸与奨学生のしおり (ダイジェスト版)	貸与奨学生のしおり
保証依頼書	8ページ	36～37ページ

② 人的保証制度を選択した人

人的保証制度を選択した人が、返還誓約書に添付する書類（4点）

必要書類	
1	連帯保証人の印鑑登録証明書（コピー不可）
2	連帯保証人の収入に関する証明書類（コピー可、直近の1年間の収入が分かるもの）
3	保証人の印鑑登録証明書（コピー不可）
4	奨学生本人の住民票（マイナンバー未提出者のみ・コピー不可）

マイナンバーの記載がないものを提出してください。

※ 海外赴任などで一時的に国外居住となり、印鑑登録証明書や「収入に関する証明書類」が取得できない場合は、奨学金担当窓口にご相談してください。

返還誓約書の作成方法

連帯保証人の「収入に関する証明書類（直近の1年間の収入が分かるもの）」は、「貸与奨学生のしおり」「貸与奨学生のしおり（ダイジェスト版）」を確認し、次のいずれかを提出してください。（コピー可）

収入の状態・状況	証明書類	発行所
給与所得または給与所得以外	所得証明書	市区町村の役場
給与所得（給与・賃金・役員報酬等）	源泉徴収票	勤務先
給与所得以外（自営業等）	確定申告書（控） ※e-Tax（電子申請）による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済であることが確認できるものを併せて添付。	税務署
確定申告書（控）の提出ができない場合	納税証明書（その2）	税務署
年金（恩給・老齢年金・遺族年金等）	年金振込通知書 又は 年金額改定通知書	日本年金機構等
前年途中・当年に就職した場合	年収見込証明書	勤務先
生活保護受給者	保護決定（変更）通知	福祉事務所
上記の書類が提出できない場合	課税証明書、非課税証明書	市区町村の役場

4. 記入時の注意点

➤ 署名について

- 黒または青のボールペン（消せるボールペン使用不可）で記入すること。
- 他の者と同一の筆跡は認められません。各自が署名をすること。
- なぞり書き（重ね書き）は不可。
- 書き誤った部分を削る、修正液を使う、上から紙を貼るなどによる訂正は不可。



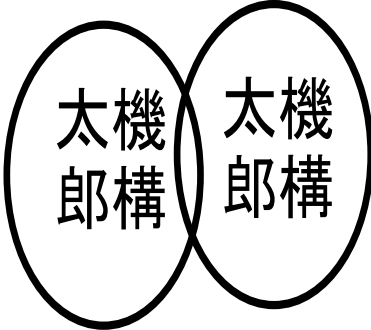



➤ 押印について（連帯保証人・保証人のみ）

- 実印（印鑑登録証明書と同じ印鑑）で押印すること。
- 朱肉を使用し押印すること。
- 欄内に押印すること。欄外の押印は認められません。

➤ 印字内容の訂正について

- 奨学金担当窓口にご相談してください。

➤ 正しい押印について

					
鮮明	薄い	重ね印	二重印	欠け印	滲み印
○	×	×	×	×	×

➤ 署名・押印等の訂正方法について

[例]

○連帯保証人・保証人欄

支援 次郎 機構 次郎	印 次支 郎援
--------------------------------------	---------------

○奨学生本人・親権者・本人以外の連絡先欄

機構 太郎 奨学 太郎	印不要 * * *
--------------------------------------	--------------

- ※ 修正テープ、修正液の使用はできません。
- ※ 印字内容の訂正が必要なときは、所定の用紙を取りに来てください。
- ※ 姓または名が同じでも、署名の訂正は必ず全て訂正してください。
- ※ 連帯保証人・保証人欄は訂正・変更した人の印を二重線の上に押してください。

「返還誓約書」提出前のチェックリスト

- 署名・記入漏れはないか
 - 黒又は青のボールペンで記入していますか（消せるボールペン使用不可）
 - 「奨学生本人欄」はあなたが署名しましたか
 - [人的保証の場合]連帯保証人・保証人の署名は、それぞれに署名してもらいましたか（同一筆跡不可）
 - [機関保証の場合]連絡先の者の署名は、その人に署名してもらいましたか（同一筆跡不可）
 - あなたが未成年者の場合、親権者（後見人）全員の署名（それぞれの人が署名）はありますか（同一筆跡不可）
 - 希望する割賦方法にレ点がありますか **※返還誓約書提出後、割賦方法の変更は原則できません。**
- 押印漏れ・印相違はないか
 - [人的保証の場合]連帯保証人・保証人必要な全員の押印はありますか
 - [人的保証の場合]連帯保証人・保証人は実印で押印していますか（印鑑登録証明書と照合）
 - [人的保証の場合]朱肉で鮮明に押印していますか
- 訂正方法は適切か
 - 署名に訂正があった場合、二重線で削除した署名の直近の余白に正しい署名はありますか
 - 連帯保証人・保証人の署名を訂正する場合、削除の二重線の上に訂正印としてそれぞれの実印が押印されていますか
 - 書き誤った部分を削ったり、上から紙を貼ったり、修正液を使ったりしていませんか
- 添付書類はそろっているか
 - [人的保証の場合]連帯保証人の印鑑登録証明書・収入に関する証明書類はありますか
 - [人的保証の場合]保証人の印鑑登録証明書はありますか
 - [人的保証の場合]印鑑登録証明書に記載の住所と「返還誓約書」連帯保証人・保証人欄の住所は同じですか
 - [人的保証の場合]連帯保証人・保証人が4親等以内の親族でない場合、又は保証人が65歳以上の方の場合、返還保証書・資産等に関する証明書類はありますか

**<注意> 連帯保証人と保証人の印鑑登録証明書は必ず原本でなければなりません。
併用貸与者はそれぞれ原本を2部用意する必要があります。
コピーでよいのは収入に関する証明書類のみです。
必ず、マイナンバーの記載がないものを添付してください。**

- [機関保証の場合]保証依頼書はあるか
 - 黒又は青のボールペンで記入していますか（消せるボールペン不可）
 - 保証依頼書の申込日は、「返還誓約書」に印字された日付と同じ日付ですか
 - あなたが未成年の場合、保証依頼書の親権者は、「返還誓約書」の親権者(1)・(2)欄と同人数・同一人物ですか
 - あなた・親権者（後見人）は各自が署名していますか（同一筆跡不可）



貸与奨学生のしおり
(全体版) 4~5ページ

- **毎月、奨学金の振込みを確認**するため、振込口座の通帳に記帳してください。
※振込日は、4月と5月を除き、毎月11日ですが、土曜・日曜・祝日の場合はその前営業日です。
※ 複数の種別の奨学金を受けていて、いずれの奨学金の振込口座も同一の場合、合算した金額を振り込みます。奨学金種別ごとの振込金額の内訳は、スカラネット・パーソナルにてご確認ください。
- 奨学金に関する説明会には出席し、書類の**提出期限は守ってください**。
- **借りすぎに注意してください**。
- **休学・退学・留学等の場合は、奨学金担当窓口**に届け出てください。
- 高等教育の修学支援新制度（給付奨学金及び授業料等減免）と第一種奨学金（貸与）を併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が自動的に調整され、減額または0円となる場合もあります。⇒「併給調整」

日本学生支援機構の奨学金は国が実施する**貸与型の奨学金**です。

卒業後は、**あなたが責任をもって返還**しなければいけません。

※ただし、返還が困難な人を対象として、救済制度が設けられています（Page.10）。

奨学生の自覚をもって、これから充実した学生生活を送ってください。